

議第 126 号

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 16 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂温泉合掌村の経営適正化と今後のあり方を調査、検討するための委員会を附属機関として定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下呂市附属機関設置条例（平成16年下呂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	所掌事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	所掌事務
市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市立 金山病院改革プラン策定及 び評価委員会の項（略）		市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市立 金山病院改革プラン策定及 び評価委員会の項（略）	
	下呂市 下呂温 泉合掌 村経営 改善委 員会	下呂温泉合掌村 の経営状況を分 析・評価し、経営 方針を協議する。			
教育委員会の部（略）			教育委員会の部（略）		

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂温泉合掌村の経営適正化と今後のあり方を調査、検討するための委員会を附属機関として定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 別表(第2条、第3条関係)に「下呂市下呂温泉合掌村経営改善委員会」を追加します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和2年10月1日から施行します。

(附則関係)